

住まいに関する支援制度一覧

市町村名： みどり市

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合 は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
リフォーム資金	助成	みどり市住環境改修補助事業	・一般住宅及び併用住宅(併用住宅は居住部分のみ)の増築・改修・改築・修繕にかかる工事費の一部を補助 ・工事費の1／10 上限10万円	・市内在住者 ・対象建物を所有し、生活している ・税金の滞納がない ・市内に事務所をおく業者で施工 ・本事業の補助金を受けていない	10万円	-	-	工事着手前	予算終了まで	建築住宅課	0277-76-2189	https://www.city.midori.gu.nma.jp/kankyo/1001623/1001724/1002200.html	
合併処理浄化槽設置費	助成	みどり市浄化槽設置整備補助金	単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽(環境配慮型浄化槽)に切り替える工事に要する経費(配管工事費を含む)について、予算の範囲内で補助金を交付する。建物の新築や建替えによる工事は対象外。	・公共下水道事業計画区域及び農業集落排水事業供用開始区域を除く区域に、10人槽以下の環境配慮型浄化槽を専用住宅に設置する方 ・市税の滞納がない方 ・浄化槽を設置する前に補助金申請を行い、同年度内に設置工事が完了できる方 ・その他、浄化槽設置整備補助金交付要綱にある要件を満たしている方	5人槽:69万円 7人槽:75.6万円 10人槽:85.8万円	-	-	工事着手前	-	簡水下水道課	0277-46-7918	https://www.city.midori.gu.nma.jp/kurashi/1001626/1001735/1002150.html	
公共下水道接続費	助成	みどり市公共下水道接続促進補助金	合併処理浄化槽や単独処理浄化槽、くみ取り槽から公共下水道への接続工事に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。建物の新築や建替え、官公署による工事は対象外。	・公共下水道排水設備等工事計画確認申請書を提出している方 ・市税の滞納がない方 ・公共下水道受益者負担金および分担金の滞納がない方	10万円	-	-	工事着手前	-	簡水下水道課	0277-46-7918	https://www.city.midori.gu.nma.jp/kurashi/1001626/1001734/1002149.html	
リフォーム資金 (高齢者住宅改造費助成事業等)	助成	みどり市高齢者住宅改造補助事業	高齢者の身体機能等から必要となるバリアフリー化を行う場合、対象工事費24万円を限度額とし、工事費の6分の5を予算の範囲内で補助します。介護保険の認定者は、介護保険の住宅改修を優先し、不足分を対象	・65歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯で前年所得非課税の世帯 ・65歳以上で要介護2以上の高齢者がいる世帯で生計中心者の前年所得税が8万円以下の世帯	20万円	-	-	工事着手前	-	介護高齢課	0277-76-0974	https://www.city.midori.gu.nma.jp/kenkou/1001637/1001777/1002317.html	
耐震改修費	助成	みどり市木造住宅耐震改修補助事業	・昭和56年5月31日以前に工事に着手された一戸建て住宅又は併用住宅に対する耐震改修設計・工事・工事監理に要する費用 ※併用住宅の場合、居住部分の面積が2分の1以上 ・耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と評価された木造住宅に対して、全部の上部構造評点が1.0以上となる耐震性の向上を目的とした工事 ・補助額は限度額を100万円とし、改修工事費の5分の4とする。	・耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の一戸建て住宅又は併用住宅 ・税金の滞納がない ・本事業の補助金を受けていない ・建築基準法に違反していない	全部改修:100万円	-	-	工事着手前	1件	建築住宅課	0277-76-2189	https://www.city.midori.gu.nma.jp/kankyo/1001623/1001724/1002172.html	

再生可能エネルギーシステム等設置費	助成	みどり市脱炭素推進補助金	・太陽光発電システム／一律5万円 ・リチウムイオン蓄電池／一律15万円 ・LED照明器具／本体等購入費及び設置工事費の1/2以内(上限5万円) ・木質ペレットストーブ／本体等購入費及び設置工事費の1/2以内(上限10万円) ・薪ストーブ／本体等購入費及び設置工事費の1/2以内(上限10万円) ・外部給電機能付電動車／一律5万円 ・電気自動車充電設備／本体等購入費及び設置工事費の1/2以内(上限2万5千円) ・V2H充給電設備／一律5万円 ・昼間沸上げ形自然冷媒(CO2)ヒートポンプ給湯機／一律2万円 ・宅配ボックス／本体等購入費及び設置工事費の1/2以内(上限1万円)	・設備を自ら購入すること ・市内に住民登録があり、そこに居住していること ・設備の設置等を行う住宅を所有していること。(外部給電機能付電動車を除く) ・店舗併用住宅の場合、住宅の用に供する床面積が延べ床面積の2分の1以上であること ・世帯員全員が市税を滞納していないこと ・補助は同一年度1世帯につき1回限りとし、過去に同様の設備に係る補助を受けていないこと	－	－	－	設置完了後	予算終了まで	SDGs推進課	0277-76-0985	https://www.city.midori.gu.nma.jp/kankyo/1001719/1006953/1006954.html	
生ごみ処理器設置費	助成	生ごみ減量化対策補助金	生ごみ処理槽(コンポスター)／購入価格(消費税を除く)の1/2以内(上限4千円) 生ごみ処理容器(EM容器)／購入価格(消費税を除く)の1/2以内(上限2千円) 生ごみ処理機器(電気等のエネルギーを使用する機器)／購入価格(消費税を除く)の1/2以内(上限3万円) ※ディスプレイは除く	・市内に住民登録があること ・世帯員全員が市税を滞納していないこと	－	－	－	購入後	予算終了まで	SDGs推進課	0277-76-0985	https://www.city.midori.gu.nma.jp/kurashi/1001618/1005077/1005078/1005089.html	
リフォーム資金 (重度身体障害者(児)住宅改造費補助事業等)	助成	重度身体障害者(児)住宅改造費補助事業	玄関・台所・浴室・トイレなどを改修するための費用を補助する。補助基本額を60万円とし、補助限度額は、改造に要する経費に6分の5を乗じた額とする。補助する額は、改造に要する経費に6分の5を乗じて得た額と、補助限度額とを比較して少ない方の額とする(ただし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする)。原則として障害者1人につき1回のみ。なお、新築・増築については対象としない。	以下①～④のすべてに該当する者 ①市内に居住している者 ②身体障害者手帳の交付を受けている者 ③下肢又は体幹の障害者で1・2級、下肢及び体幹の重複障害者で1・2級、視覚障害者で1級、上肢の障害者で1・2級の者(ただし、それぞれの上肢に4級以上の障害のある者) ④市町村民税所得割額16万円未満の世帯に属する者	60万円	－	－	工事着手前	－	社会福祉課	0277-76-0975	https://www.city.midori.gu.nma.jp/res/projects/default_project/page/001/006/592/goannai.pdf	
リフォーム資金 (重度障害児(者)日常生活用具給付事業等)	助成	重度障害児(者)日常生活用具給付事業住宅改修(居宅生活動作補助用具)	障害者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うものの、購入費又は改修工事費を給付する。基準額は20万円で、世帯の課税状況に応じて自己負担が生じる。	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する者であって、障害等級3級以上の者。(ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の者及び知的障害者更生相談所において知的障害者として判定された障害の程度が重度又は最重度である者(排便後の処理が困難な者に限る))	20万円	－	－	工事着手前	－	社会福祉課	0277-76-0975	https://www.city.midori.gu.nma.jp/kurashi/1001618/1005077/1005080/1005117.html	